

電子出版契約書

- 第1条 (電子出版の利用許諾および第三者への許諾)**
 (1) 甲は、乙に対し、乙が本著作物を、日本を含むすべての国と地域において、以下の各号に掲げる方法のいずれかまたはすべてにより、本著作物の全部または一部を電子的に利用することを独占的に許諾する。
 ① DVD-ROM、メモリーカード等の電子媒体(将来開発されるいかなる技術によるものも含む)に記録したバグージ出版物として複製し、頒布すること。
 ② インターネット等を利用して公衆に送信すること(本著作物のデータをダウンロード配信することおよびホームページ等に掲載し閲覧させることを含む)。
 ③ データベースに格納し検索・閲覧に供すること。
 なお上記電子出版においては、電子化にあたって必要となる加工、改変等を行うこと、および自動音声読み上げ機能による音声化利用を含むものとする。
- 第2条 (著作物利用料の支払)**
 (1) 乙は、甲に対し、前条の利用に関し、別掲のとおり著作物利用料の支払いを行う。
 (2) 乙が、本著作物の全部または一部を広告・宣伝販売促進、業務等に電子的に利用する場合については、著作物利用料が免除される。
- 第3条 (出版データの権利の帰属)**
 (1) 甲は、第1条の利用において、この努力および(または)費用により作成された電子出版用データ(作成途中の中間生成物を含む、以上を総称して「出版データ」といふ)に関する権利は、乙に帰属することを認める。
 (2) 甲は、本契約の有効期間中のみならず終了後であっても、出版データを複製しての利用等、出版データを、この事前の書面による承諾なく利用せず、第三者をして利用させない。
 (3) 本条の規定は、甲の著作権に影響を及ぼすものではない。
- 第4条 甲あるいは第三者による類似著作物等の利用**
 (1) 甲は、本契約の有効期間中、本著作物の全部または一部を同一もしくは明らかに類似すると認められる内容の著作物および同一題号の著作物を、自ら第1条にいう利用をせず、あるいは第三者をして第1条にいう利用をさせない。
- 第5条 (権利の帰属)**
 甲は、乙に対し、甲が本著作物の著作権者であって、本契約を有効に締結する権限を有していることを保証する。
- 第6条 (肖像権の保護)**
 (1) 甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権者、肖像権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証する。
 (2) 本著作物により権利侵害などの問題を生じ、その結果乙または第三者に対して損害を与えた場合は、甲は、その責任と負担においてこれを処理する。
- 第7条 (著作権者人権の尊重)**
 乙は、本著作物の内容、表現または書名・題号等に変更を加える必要が生じた場合には、あらかじめ著作権者の承諾を得なければならない。ただし、甲が著作権者である場合には、甲は乙に対し、電子出版その他電子的に利用するために必要な範囲において本著作物に加工、改変等を行うこと、見出し・キーワード等を付加することをあらかじめ許諾する。
- 第8条 (発行の責任)**
 (1) 乙は、本契約締結後3か月以内に本著作物の電子出版を開始する。ただし、やむを得ない事情があるときは、甲乙協議のうえ開始の期日を変更することができる。また、乙が本著作物を電子出版に適さないと判断した場合には、乙は、本契約を解除することができる。
 (2) 乙は、価格、広告・宣伝方法、配信方法および利用条件等を決定し、その費用を負担する。
 (3) 乙は、慣行に従い、本著作物を継続して頒布または配信する義務を有する。
- 第9条 (著作権者の表示等)**
 乙は、甲の権利保全のために、甲の著作権に関する適切な表示を行う。
- 第10条 (権利義務の譲渡禁止)**
 甲および乙は、本契約上の地位ならびに本契約から生じる権利・義務を相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。
 以下省略

絆 (Kizuna?) と契 (Chigiri?) - 契約のはなし -



この3年くらいでしようか、各出版社は、新刊発行時の出版契約書において、あらかじめ電子書籍化を前提とした出版契約を著者とかわすようになってきました。(金子裕・会員)

契約書には、日本書籍出版協会がホームページで推奨している電子出版対応契約書ひな型が多く使用されているようです。
この場合、出版社が契約書を交わすのは、いわゆる著作権という権利を有している著者が相手であって、本作りに携わった写真家、イラストレーターなどへの対応は、書籍用の撮影やイラストを発注する際に、「書籍(電子書籍もふくむ)」という形での依頼をして、写真やイラストを買い取る形にしています。
したがって、電子書籍化にあたっては、著者のように、カメラマンやイラストレーターとは契約書をかかわさないのが一般的ではないかと思われまます。ただし、写真やイラストを買い取りではなく、

印刷契約にしている場合は、著者と同等に、電子書籍をふくんだ出版契約をかわす必要が生じてくるでしょう。
また、買取原稿とはいえ、本の全体に占める写真やイラストの比重が大きい場合には、写真家やイラストレーターはその本の共同著作者と考えられ、著者と協議の上、著者の電子書籍印税25%のうち、何%かはカメラマン(イラストレーター)に払う場合もあります。
つまり大きな違いは、印税契約であるうと、発注契約であろうと、「契約をかわしている」か否かが問われるということだと思います。契約書には使用目的が明記されるからです。
この場合、気をつけなければいけないのは、印税にしろ買い取りにしろ、かわす契約は、著作権による報酬、つまり「財産権」に関してであって、同一性保持権(提供した作品が断りなしに改変や改竄されない権利)や氏名表示権(作者として名前を載せるか載せないかを選択する権利)などの「人格権」は契約書の有無にかかわらず

3 対象のスポーツ選手は著者が許諾を得ている
4 その他に借用した通信社の資料写真がある
などの処理をしています。さて、電子書籍化するにあたり、この出版社は、初期契約で電子化について包括的な契約をしていなければ、次のような手続きをとらなければなりません。
まず、著者とあらためて電子化について細かく設定しなければなりません。写真も印税対象となれば、カメラマンとも覚え書きをかわします。取材対象のスポーツ選手には、著者を通じてあらためて了承をとめます。もとと契約書はありません。通信社から借りた写真は、書籍としての契約借用だったので、電子書籍には載せられません。(ある出版社ではJASRACなどの音楽著作権管理団体からんだ紙の本は、同様の理由で、ほとんど電子書籍にしない方針にしています。同じように翻訳書も電子書籍にはできません。)

税ではなく1回の原稿料として払ってしまうカメラマンやイラストレーターとは、紙も電子も、契約書をかわしていないことになってしまっています。
出版業界というものが、伝統的に編集者と著者の口約束を慣例として仕事に成立してきた世界であったため、長い間慣習だけで動いてきました。しかしデジタル技術の発達とともに、紙とインキから離れ、多様な媒体、多様な表現方法、それを基盤とする異なる業界団体や企業体とつきあったり競合したりしなければならなくなり、今までの慣習から脱却せざるを得なくなってきたのが、最近の電子化までを見据えた包括契約の広まりと関係があるに違いありません。
電子書籍の管理や、トラブル回避を考えると、口頭やメールでのやりとりではなく、なんらかの書面として残しておくことが必要とされています。間違いなく出版社は「契約書」レベルではなくとも、「覚え書き」だけでもかわす必要に迫られています。

ここまでで言える事は、紙の本にしろ、電子書籍にしろ、印税が発生する対象者とは契約書をかわしますが、印

しかしながらこのような権利関係の手続きは、非常に神経質でデリケートなため、かなりの時間と労力と手間を要します。今までのように編集者が片手間にできることはありません。
積極的に電子化を進めている出版社では、デジタル著作物の管理部や、専門の担当者がどんどん作られていま

ての作品に認められているということです。著作権とは人権なのです。装画家のみなさんは電子化するにあたって、承諾なしにトリミングやプロポジションをかえられたり、また作者としての名前がどこにもなかったりした場合は臆する事なくその権利を主張しましょう。
それでは、ブックジャケット、本文レイアウトなどデザインワークについてはどうでしょうか。

出版社の対応を見ると、装丁やデザインなどの応用美術に関しては、彼らはデザイナーを、著作権者とはみなしてはいません。「買い取り」(納品後のすべての処理が発注者側にまかされる)という表現が、一般的に使われているところからみても、買い取った後は自由に使える、という意識が見取れます。本当は著者人格権はどのような作品にも、プロ、アマ問わず尊厳として平等に認められなければならないはずなのですが、出版界の慣例としてそこは、極めて曖昧に扱われています。ここで具体的な例を挙げて考えてみます。

ソチオリンピックにちなんで、一冊のスポーツノンフィクション本があると思います。まず、その紙の本を作るにあたっては……、
1 著者(取材ライター)は契約書
2 カメラマンは買い取りで発注した
対応

す。しかし中小の出版社では、各編集者が兼務しているという状況で、なかなか進まず、かなりアウトな面もあります。デザイナーデータを電子用にオーサリングする人材をかかえる体力が小規模な出版社にはなく、アウトソーシングが進み、著作権管理の拡散が進み、追求が難しくなっています。さらに新刊としてでなく、既刊書の場合で、良好な本を電子書籍化する場合、当時の著作権者や制作者をさがし出し、それまでなかった電子書籍条項を追加した契約をかわす必要も、どんどん出てくることでしょう。
これが現時点での、おおよその状況です。将来確実に電子書籍化する当てもないのに、保険として電子条項を含んだ包括契約を要求してくる出版社に對抗するためにも、私たちは仕事の受注段階で、日本図書設計家協会書式「装丁・装画 注文請書」(2011年版)のような覚え書きを、習慣的にかかわす必要があるのです。

日本図書設計家協会書式「装丁・装画 注文請書」(2011年版)